

レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン（骨子案）について

1 計画策定の趣旨

- 滋賀県においても年々高齢化が進行し、令和 5 年(2023 年)7 月 1 日現在で 27.0%であり、高齢者数がピークとなる令和 27 年(2045 年)頃には、高齢者は今より約 6 万人多い 43 万 3 千人、高齢化率は 34.3%になる見込みです。
- ほどなく「団塊の世代」がすべて 75 歳以上となる令和 7 年(2025 年)を迎えますが、新型コロナウイルス感染症の流行など、この間に生じた大きな変化を踏まえつつ、「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となる令和 22 年(2040 年)に向けて、各地域の実情に応じたサービス基盤・人的基盤の確保や、「支え手」「受け手」という関係を超越して地域を共に創っていく社会の実現に向けて取り組むことが重要となってきます。
- 介護保険事業の実施主体である市町行政をはじめ、様々な団体、事業者、専門職や住民などととも、2040 年を見据えながら、「健康しが」の実現を目指すこととして、本計画を策定します。

2 計画の性格等

- 超高齢化社会の到来を予測し、明るい長寿社会を拓く湖の理想郷づくりを目指す「レイカディア構想」(昭和 62 年)の系譜を引き、平成 18 年 3 月から老人福祉計画・介護保険事業支援計画として一体的に策定。
- 現行計画は令和 3 年(2021 年)度から令和 5 年(2023 年)度、次期計画は令和 6 年(2024 年)度から令和 8 年(2026 年)度の 3 年間の計画。

3 策定スケジュール（予定含む）

令和 5 年	3 月	高齢化対策審議会に諮問
	10 月	厚生・産業常任委員会に報告（骨子案）
	11 月	高齢化対策審議会から答申
	12 月	厚生・産業常任委員会に報告（原案）
	12 月～令和 6 年 1 月	県民政策コメント
令和 6 年	3 月	厚生・産業常任委員会に報告（案）
	//	計画策定

レイカディア滋賀 高齢者福祉プランの位置づけ

老人福祉法

介護保険法

この計画は、老人福祉法に基づく県の「老人福祉計画」と介護保険法に基づく県の「介護保険事業支援計画」を一体化した、滋賀県の高齢者施策に関する総合的な計画です。

国基本指針

レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン

法20条の8
【法定】 市町
老人福祉計画

サービス量
や施設数は
各市町の見
込みを踏ま
えて設定

法20条の9
【法定】 県老人福祉計画
市町老人福祉計画の達成に資するため、広域的見地から
老人福祉事業の供給体制の確保について定める計画

法117条
【法定】 市町
介護保険事業
計画

法118条
【法定】 県介護保険事業支援計画
介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関し
定める計画

趣旨を踏まえて策定

県認知症施策推進計画（予定）

法12条
【努力義務】

県成年後見制度利用促進（権利擁護支援）に関する取組方針

国基本計画(予定)

国基本計画

反映

認知症基本法

成年後見制度利用促進法

※老人福祉計画と介護保険事業(支援)計画は一体のものとして定めることになっている。

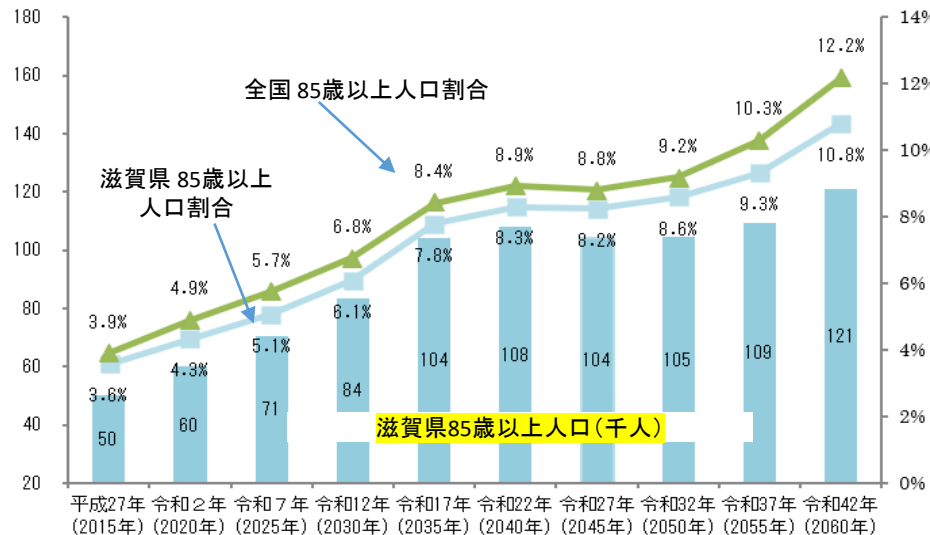
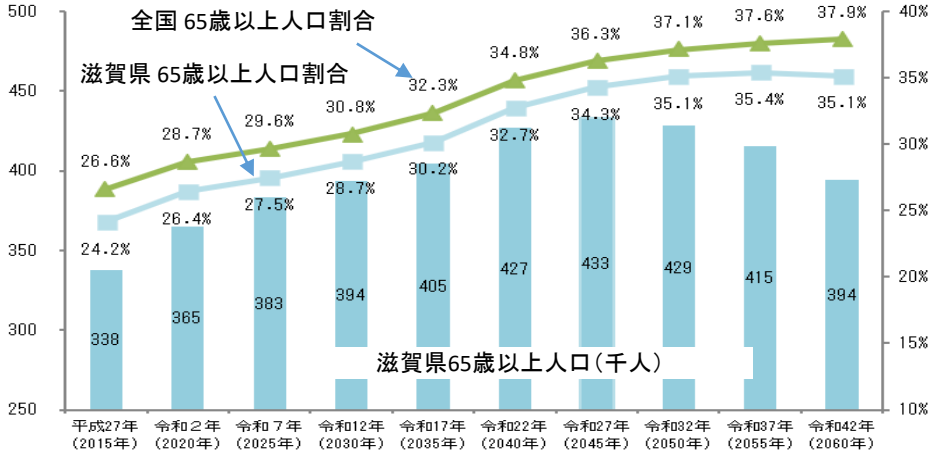
レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン～高齢者を取り巻く現状（1）

1 高齢化の状況と将来予測

(1) 高齢者人口の推計

一部旧推計

- 65歳以上人口は2045年まで、75歳以上人口は2055年まで一貫して増加
- 特に介護ニーズの高い85歳以上人口は、2040年頃までに急速に増加

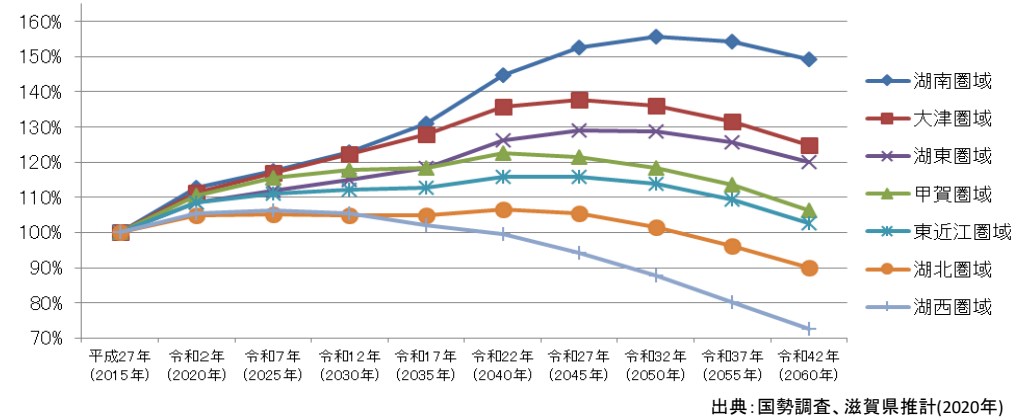


出典：国勢調査、社会保障・人口問題研究所推計(2023年)等

(2) 滋賀県の圏域別高齢者人口(65歳以上・増減推移)

旧推計

- 65歳以上人口のピークは、湖西圏域は2025年頃、湖南圏域では2050年頃と、高齢化の進み方は県内でも地域差がある

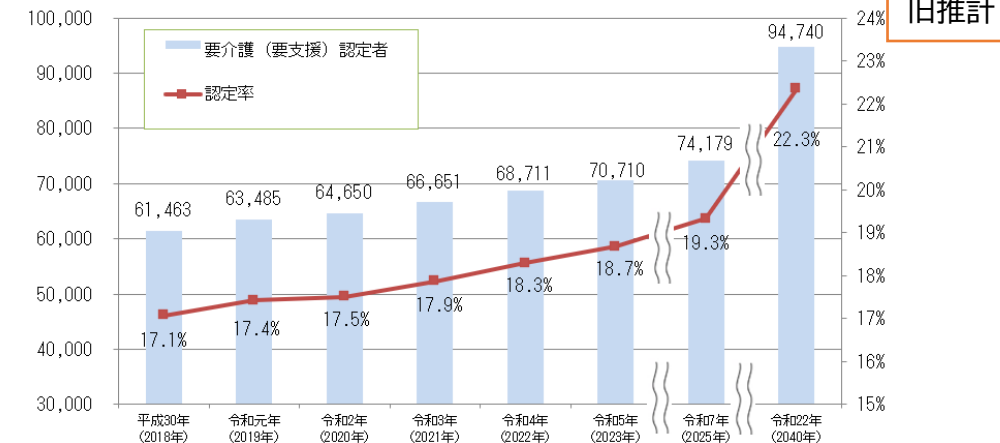


出典：国勢調査、滋賀県推計(2020年)

2 高齢者・介護者の状況

(1) 滋賀県の要介護(要支援)認定者数と認定率の推計(65歳以上)

- 認定率は、2020年の17.5%に対し、2040年には22.3%と推計。認定率の高い85歳以上の増加によって認定率が上昇する見込み



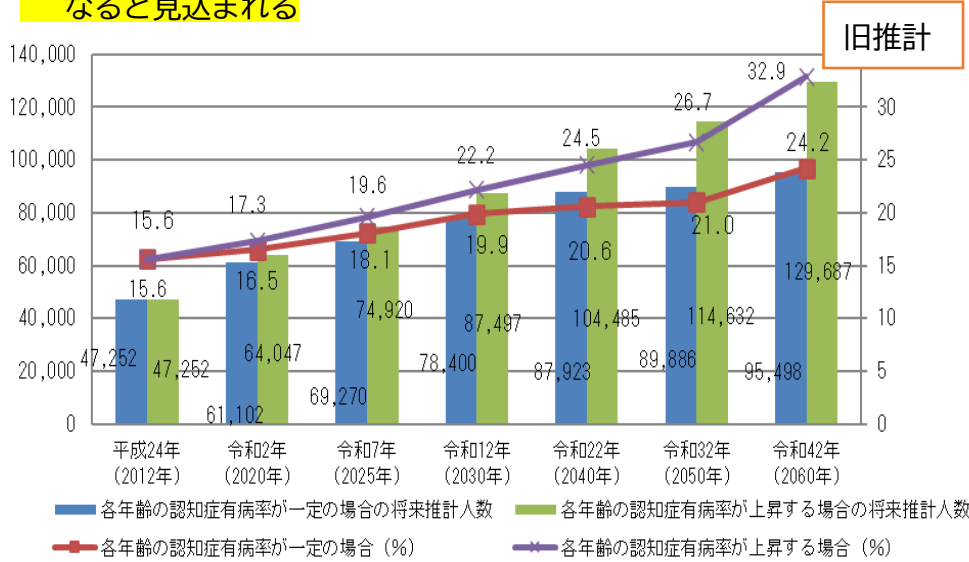
旧推計

出典：地域包括ケア見える化システム

レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン～高齢者を取り巻く現状（2）

（2）滋賀県の認知症高齢者数と有病率の推計

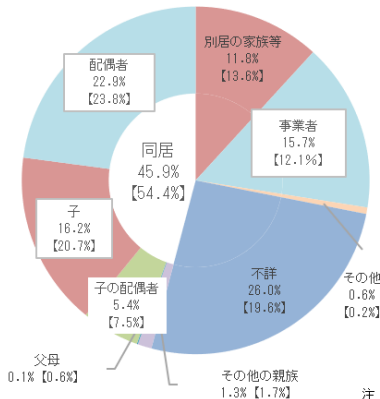
- 認知症高齢者は65歳以上人口の増加に伴い、増加すると予想され、2040年には約10万人と推計され、**高齢者の4人に1人が認知症になると見込まれる**



出典：日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究等

（3）介護者の状況（全国）

- **介護者の続柄は配偶者と子が多くなっている**



要介護（要支援）認定者との続柄別にみた主な介護者の構成割合

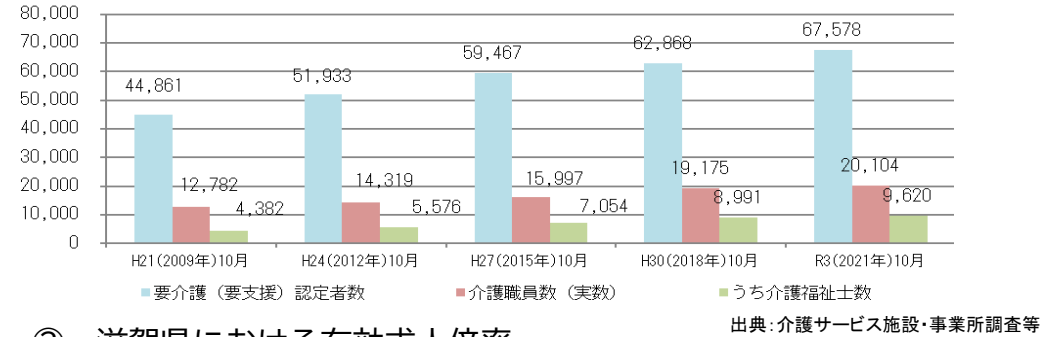
注：【】は令和元年（2019年）年の数値

出典：国民生活基礎調査(2022年)

（4）滋賀県の介護職員の状況

① 滋賀県の介護職員数・介護福祉士数

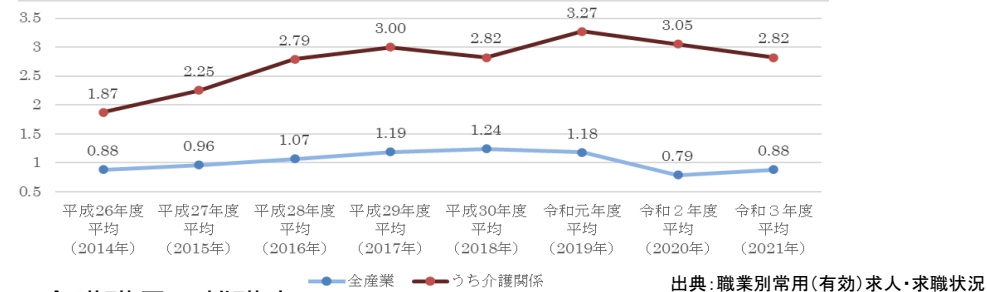
- **令和3年の県内の介護職員数は20,104人、うち介護福祉士数は9,620人**



出典：介護サービス施設・事業所調査等

② 滋賀県における有効求人倍率

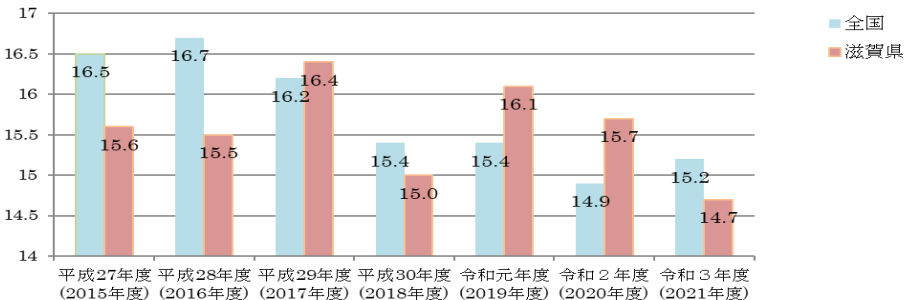
- **県の介護関係職種の有効求人倍率は、全産業に比べて約3.2倍(令和3年度)**



出典：職業別常用(有効)求人・求職状況

③ 介護職員の離職率

- **県の介護職員の離職率は、全国の値を若干下回っている(令和3年度)**



出典：介護労働実態調査

レイカディア滋賀 高齢者福祉プランの主な現状課題と目指す方向性

現状と課題	方向性
<ul style="list-style-type: none">● 家族のあり方や地域社会の変容を背景に、家族を介護する人の状況が多様化。県民意識調査においては、自宅での介護や看取りを望みながら家族の負担を考慮すると実現困難とする声もあり、介護する家族への支援が課題。● 誰もが当事者として認知症に関わる可能性がある中、認知症の人やその家族等が暮らしやすい地域づくりを進めていくことが必要。● 認知症高齢者の増加、高齢単身世帯・高齢夫婦のみの世帯の増加や、生活困窮などを背景にした、支援ニーズの複合化・複雑化への対応が課題。また、医療・介護サービス以外にも、地域の実情に応じた生活支援を充実させることが必要。● 介護人材確保については、喫緊の課題として様々な施策を進めているが、介護職員数は現時点で目標値を下回っており、現場においても不足感がある。生産年齢人口が減少する局面も見据え、幅広い人材の参入と介護現場の生産性の向上に取り組むことが必要。	<ul style="list-style-type: none">● 介護する人からの相談に対応する支援者への研修、介護と仕事を両立するための企業への働きかけや、排泄介助など介護負担の軽減につながる知識の普及等により、家族を介護する人への支援を強化する。● 認知症に関する正しい知識の普及や早期の相談・受診ができる体制づくりを一層進めることにより、認知症になっても本人や家族等が安心して暮らし続け、社会参加ができる地域づくりを目指す。● 複合・複雑化する高齢者の支援ニーズに対応していくため、市町の取組を支援するとともに、専門職の派遣や研修会の実施等、地域包括支援センターの適切な機能発揮に向けた支援を通じて、支援者支援の充実を図る。● 引き続き、関係者との連携のもと、介護の仕事の魅力発信など人材確保のための取組を総合的に進めるとともに、外国人介護人材の育成支援の充実強化等により、幅広い人材の参入を進める。あわせて、業務の切り分けや介護ロボットの導入・業務のICT化による職員の負担軽減など、「生産性向上」のための事業者支援を実施する。
<p>《新型コロナウイルス感染症関係》</p> <ul style="list-style-type: none">● 外出自粛や介護サービスの利用停止等により、高齢者の社会活動が低調となった。コロナ期間中のフレイルの進行も指摘されており、地域での活動の再開とともに、健康づくり・介護予防の充実が課題。● 高齢者施設における新型コロナウイルス感染症の集団感染が多発するなど、感染リスクの高い高齢者を対象とする施設・サービスにおける平時からの感染症への備えが課題。	<p>《新型コロナウイルス感染症関係》</p> <ul style="list-style-type: none">● 好事例の横展開、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進等により、市町における通いの場づくりやフレイル対策の取組を支援する。● 介護現場における感染対策の中心的役割を担う職員を養成し、各事業所の感染症対応力を強化する。また、高齢者施設と医療機関の連携を強化し、必要な物品の備蓄等恒常的な感染症対策を進める。

「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」骨子案

序章 計画の策定にあたって



1 計画の位置づけ

県の「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体化した高齢者施策に関する総合的な計画

2 計画期間 令和6年度～令和8年度の3年間

第1章 高齢者を取り巻く状況

(2020年 → 2025年 → 2040年)

人口推計	[15～64歳]	59.7%	→	59.2%	→	54.7%
	[65歳以上]	26.4%	→	27.5%	→	32.7%
	[75歳以上]	13.2%	→	16.0%	→	18.4%
高齢者世帯	[単身世帯]	9.4%	→	11.0%	→	14.8%
	[高齢夫婦世帯]	12.7%	→	12.6%	→	13.5%
要介護(要支援)認定者	[65歳以上]	65,315人	→	74,179人	→	94,740人
ア 認定者数	[75歳以上]	58,420人	→	68,265人	→	88,229人
イ 認定率	[65歳以上]	17.6%	→	19.3%	→	22.3%
	[75歳以上]	31.7%	→	30.8%	→	37.3%

推計値は社人研による公表(2023年中)等を踏まえ修正予定

第2章 計画の目指すもの

1 基本理念

誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現
～ 高齢期の暮らしを支える滋賀の「医療福祉」の推進 ～

2 基本目標

地域包括ケアシステムの深化・充実による共生社会づくり

<大切にしたい視点>

- 本人を中心にした自分らしい生活の実現
- 保健・医療・福祉が一体となって暮らしを支える「医療福祉」の推進
- 一人ひとりが役割を持ち、助け合いながら暮らす社会の実現

目標達成に向け、重点的に取り組む事項

1 地域で活躍する人材の確保・育成・協働

介護人材や在宅医療に関わる専門職の確保・育成に取り組むとともに、地域における支え合い活動などを担うNPOやボランティアなどの育成を促進します。

2 地域の特性に応じた支援の充実

健康づくりや介護予防の観点から、住民やNPO、元気高齢者などの活動を促進し、多様な担い手の協働による地域の支え合いを図ります。また、自立支援・重度化防止に向けた市町の取組を支援し、市町のまちづくり・地域づくりの取組につなげます。

3 2040年を見据えた着実なサービス提供体制づくり

高齢化の進展や、地域医療構想の展開により見込まれるさらなる在宅医療や介護サービスの需要に対応しながら、必要な人に必要な医療・介護サービスを一体的に提供できる体制整備を図ります。

4 感染症への対応や自然災害時に対する備えへの支援

新型コロナウイルス感染症により顕在化した課題への対応に取り組むほか、感染症の流行などの非常時であっても、住み慣れた場所で日常生活がとれる仕組みづくりを支援するとともに、自然災害への備えを進めます。

第3章 重点課題と施策

★は重点的取組、下線は変更項目

第1節 誰もがいきいきと活躍できる共生社会づくり／みんなで創る「健康しが」

(1) 高齢者一人ひとりの取組の推進

- ① 生きがいづくり・社会参加・就労支援・ボランティア活動(老人クラブ、レイカディア大学等)
- ② 健康なひとづくり(栄養・食生活、運動・身体活動)
- ③ 介護予防とリハビリテーション

(2) 共生のまちづくり

- ① 地域での共生社会づくり(支え合いの仕組みづくり、世代間交流、介護者本人の生活の質の向上★)
- ② 健康なまちづくり、地域づくりによる介護予防
- ③ 安全・安心な滋賀の実現(移動支援、防災・減災★、感染症対策)

第2節 認知症の人や家族等が自分らしく暮らす地域づくり

(1) 認知症への理解を深めるための普及啓発の推進★

(認知症サポーター、キャラバンメイトの養成等)

(2) 認知症の人と家族等を支える地域づくり

(3) 認知症の人の社会参加の促進(雇用継続の支援、企業への普及啓発)

(4) 認知症の人を支える医療・介護の充実

(認知症疾患センターの充実・連携推進、医療・介護人材の資質向上)

(5) 認知症予防・早期発見のための体制の充実

認知症基本法の趣旨を踏まえて施策展開

第3節 暮らしを支える体制づくり

(1) 医療福祉・在宅看取りの推進

- ① 望む場所での日常療養支援体制の整備
- ② 病院から在宅療養の移行への切れ目のない入退院支援体制の構築
- ③ 急変時対応体制の整備
- ④ 望む場所で人生の最終段階のケアを受け、本人・家族が望む最期を迎えることができる体制整備
- ⑤ 感染症や災害発生時の対応体制の整備
- ⑥ 多職種・多機関連携をコーディネートする圏域・市町の拠点機能の充実

(2) 高齢者の暮らしを支える連携の仕組みづくり

- ① 地域包括支援センターの取組支援
- ② 地域ケア会議の取組の推進★

(3) 高齢者の権利擁護の推進

- ① 高齢者虐待等の防止の推進
- ② 成年後見制度の利用促進★

第4節 2040年を支える介護職員等の確保・育成・定着の推進

(1) 確保

- ① 介護の仕事の魅力発信
- ② 外国人・元気高齢者・障害者など多様な人材の参入促進

(2) 育成

- ① 介護分野における滋賀の福祉人の育成
- ② 多様なニーズに対応できる介護職員の育成
- ③ 介護支援専門員の養成と資質の向上
- ④ 外国人介護人材の育成★

(3) 定着

- ① 新任、現任職員への定着支援
- ② 介護現場の生産性向上(業務改善等)★

第5節 2040年を見据えた着実なサービス提供体制の構築

- (1) 居宅サービス(訪問介護・訪問看護・通所介護・短期入所生活介護等)
- (2) 地域密着型サービス(小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護等)
- (3) 施設サービス(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院等)
- (4) 居宅介護支援事業
- (5) 共生型サービス
- (6) 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

《サービス量の見込みと施設の整備数》

- (7) その他のサービス(養護老人ホーム・軽費老人ホーム等)
- (8) 高齢者が安心して暮らすことのできる住まいの確保
- (9) 感染症や災害に強いサービス基盤づくり(災害対策★)

第6節 介護保険制度の安定的運営と市町支援

- (1) 介護給付適正化に向けての取組(主要3事業を柱とした取組等)
- (2) 自立支援・重度化防止等に向けた市町(保険者)支援
- (3) サービスの質の確保と自立支援に向けた事業所の取組の推進(事業所指導、研修等)
- (4) サービス選択を可能にする仕組みづくり(介護サービスの情報公表等)

主な指標(旧)

健康寿命
(H28) 男性80.39歳
女性84.44歳
(R5) 健康寿命の延伸

介護予防に資する
通いの場への高齢者の
参加率(週1回以上)
(R1) 4.8%
(R5) 6.8%
(R7) 8.0%

認知症相談医数
(R1) 376人
(R5) 390人

訪問診療を受けた
年間実患者数
(R1) 10,178人
(R5) 11,522人

介護職員数
(R1) 20,233人
(R5) 22,800人
(R7) 23,900人

特別養護老人
ホームの定員数
(R2) 7,334人
(R5) 8,016人

セーフティネット住宅
の登録数
(R1) 200戸
(R5) 680戸
(R7) 1,000戸

介護給付適正化のため
の主要5事業すべて
に取り組む市町数
(R1) 14市町
(R5) 19市町

第4章 計画の円滑な推進のために

《推進体制、県の役割、各主体の役割(県民に期待される役割、地域・団体に期待される役割、市町の役割)》

県の役割

- ・暮らしを支える滋賀の「医療福祉」の推進という考えのもと市町の取組支援
- ・人材確保、広域サービス基盤の整備、広域での感染症や災害対応

市町の役割

- ・地域包括ケアの推進、人材の確保、地域におけるサービス基盤の整備、感染症や災害対応
- ・保険者として地域の課題を分析し、自立支援・重度化防止に向けた取組を推進